

事業名：みどりの街なみ創出事業費

事業費：35,895 千円 所 管 課：環境部みどり自然課

事業概要

市町村等が実施するみどりの創出事業に対して補助金を交付する。（民間施設緑化、市町村施設緑化、園庭・校庭の芝生化・維持管理）

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

身近な緑の創出面積の目標 50ha を緑化計画届制度で既に達成している中で、本補助事業を実施する必要はないのではないか、補助事業による身近な緑の創出よりも効果的な手法はないかという観点で検討する必要がある。

<EBPM 上の課題>

令和 4 年度の身近な緑の創出面積の実績 76.4ha に対して、その内訳は、緑化計画届出制度による身近な緑の創出面積は 75.3ha、補助事業による身近な緑の創出面積が 1.1ha となっており、補助事業による割合が少ないことから、当該補助事業が適正なインプットかどうか課題である。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

緑化計画届出制度は、主に民間企業の開発行為に伴うものであり、民間企業の動向により創出面積は左右される。また、緑化計画届出制度によって創出された緑は、主に事業用地内の緑であるため、幼少期から緑に触れ合う環境、また、質や公開性が高く、人々が集う、緑豊かな空間になるとは限らない。

一方、本補助制度においては、民間の集客施設への補助では、地元住民だけではなく、施設利用者や来訪者など、多くの県民の方の目に入り、質が良く、公開性の高い緑化を実現できている。

これらのことから、緑化計画届出制度により創出した面積で 5 か年計画の年度目標の創出面積がほぼ達成されている中にあっても、既存施設の緑化を推進する手法として、本補助事業は実施が必要と考える。

なお、補助事業によらない効果的な手法については、すでに条例に基づく規制として、緑化計画届出制度を運用しているところであり、民間の自主的な緑化は、初期費用のほか、継続的に維持管理費用も発生するため、一定の財政的なインセンティブが必要ではないかと考えている。

議事の概要

<A 委員>

委 員： 駅前施設や商業施設、小学校等について 41,000 千円程度の予算で効率的に緑化を進めているようだが、件数や年間の目標面積については予定どおりに進んでいるのか。

担当部局： 平成 20 年度に彩の国みどりの基金を創設して以来取り組んでいる事業で、平成 20 年代には相当件数の補助実績があったが、補助による芝生化がある程度進んできたこともあり、補助件数は少なくなっている。ニーズがないわけではないため、引き続き事業は継続していきたい。

委員： さらに緑化を進めるべき場所など、本事業の課題はどこにあるのか。

担当部局： これまでは単に面積を増やすことを課題としていて、生き物の住处としての緑という観点がなかった。今後は面積に加えて、質の面として、生物多様性、ネイチャーポジティブにも資するような緑化を推進していく。

< B 委員 >

委員： EBPM 調書において、ネイチャーポジティブの実現が政策目標として繰り返されているが、本事業に生物多様性の損失を食い止める政策効果は無いという印象。芝生化が進めば、むしろ多様性は失われる。

比較的大きくない財源で緑化が進んでいると思うが、今年度から民間事業者への補助を市町村への間接補助に見直した意図は何か。

担当部局： 地域のニーズや保育園、学校等の状況を細かく把握している市町村に主体的に動いてもらい、県はそのバックアップをするという趣旨で見直しを行った。

委員： 令和 4 年度から令和 8 年度で 250ha という目標を設定している中で、令和 5 年度の実績が 49.7 ha にとどまっているが、目標達成の見込みはどうか。

担当部局： 令和 5 年度は 50ha を割ってしまったが、令和 4 年度に 70ha 以上の実績があり、令和 4 年度から令和 5 年度の実績だけでも 250ha の半分以上を達成していることから、高い確率で目標達成できる見込みである。

委員： 緑化計画届出制度について、最初に緑地の整備を義務付けているのに、維持管理を努力にとどめるというのは不十分ではないか。

担当部局： 緑化計画届出制度は、開発の際に緑の創出を義務付けているわけではなく、届出をすることを義務化している。全体の面積、接道部分の長さ、本数などについて基準を作っていて、その基準を満たすようにと提示しているが、その基準を満たさなければ罰則があるというものではない。

企業からは維持管理に相当な費用がかかっていると聞いているが、届出後の調査では、届出時から緑地の面積が増加している事業所が 14% あり、増減なしを含めると全体の 86% の事業所が届出時から緑地を減少させていない。

< C 委員 >

委員： 今年度から市町村への間接補助にしているが、市町村において取組が十分にできているというのは、何を根拠にしているのか。また、補助件数が減ってきているが、令和 6 年度はどのくらいの件数を見込んでいるのか。

担当部局： 事業初期の段階では、年間 210 件の実績があり、県としては先導的な役割を果たしたと考えている。ただし、開始から 15 年が経過しており、補助件数が減少傾向にある。そのため、昨年度から行っている市町村へのヒアリングの中で、県と市町村が一緒になって進めていくという話を進めている。令和 6 年度の見込は補助件数 12 件、面積 1ha である。

委員： 緑化計画届出制度で新たに創出する緑の維持管理についても補助をしているのか。

担当部局： 緑化計画届出制度については、補助金はない。維持管理について、企業は努力義務を課される。県では届出を受けた緑地が適切に維持管理されているかを確認するために、ランダムで事業所を訪問して、維持管理の確認や技術的助言をしている。

委員の評価及び意見

< A委員 > B（廃止又は再構築すべき）

使っている費用に対して、みどりの街なみ創出事業はかなり有効に機能している印象をうけた。民間の施設や私立の保育所などの芝生化なども進行しており、必ずしも公共財提供に限らない事業であることを確認した。

また、生物多様性への取り組みに結び付けたいという意見も、実際にはかなり難しいこともあるし、事業で到達できるかどうかの疑問はあるが、考え方、取り組み方としては評価できる。

< B委員 > A（継続すべき）

令和 6 年度より市町村を介する間接補助となった民間事業者向け補助の部分について、事業が滞らないよう、市町村に対する積極的な働きかけや助言等が必要ではないか。

緑化実施後の維持管理について、すでに一定の取り組みがあるところであるが、さらにきめ細やかに対応し、本事業が持続的な効果を発揮するよう努めるべき。

< C委員 > B（廃止又は再構築すべき）

事業の趣旨は悪くない。令和 6 年度から、県から市町村に間接補助とし、民間事業者へは市町村が直接補助をする方式に見直されたので、現時点では過去に比べ緑の創出面積が増える見込みは不確定であるので、経過をみる必要がある。

市町村での取組みが少ないことについて、県から市町村へ事業の趣旨の理解と市町村から民間事業者への働きかけを行うことが必要ではないか。また、財政的支援以外にも問題があれば対応することができるか検討すべき。

将来的には、生物多様性の損失を食い止め、ネイチャーポジティブの実現に向けて、事業の内容を見直す必要があるのではないか。

有識者会議を踏まえた評価

【B（廃止又は再構築すべき）】

当該事業は、身近な緑の創出に一定程度寄与しているが、ネイチャーポジティブの取組に位置付けるのには疑問がある。

有識者の意見から考えられる方向性

ネイチャーポジティブの取組に位置付ける場合は、補助スキームの抜本的な見直しが必要である。

見直しに当たっては、事業が滞らないように市町村の意向を踏まえて、より効果的な事業を構築すべき。

【令和 7 年度当初予算】

予算額			
【令和 7 年度】		【令和 6 年度】	
事業費	63,369 千円	事業費	35,895 千円
うち一財	7,951 千円	うち一財	0 千円
評価・意見を踏まえた対応 等			
【評価・意見を踏まえた対応】			
事業の再構築に向け、以下の方向性で検討を行った。			
① 彩の国みどりの基金による各種補助を統合し、市町村が戦略的に取り組むネイチャーポジティブ事業に対する補助に再構築			
② 市町村のニーズ把握のため、アンケート調査を実施			
【令和 7 年度当初予算への反映状況】			
施設緑化に対する補助については、生物多様性及び生態系ネットワークの保全・再生の観点から「ネイチャーポジティブ推進事業費」として再構築し、特定外来生物対策に係る市町村補助も統合して、市町村が戦略的に取り組むネイチャーポジティブ事業に対する補助制度とした。			